聖武天皇の伊勢行幸と万葉集・志摩国荷札木簡

2017年11月3日 市 大樹

1、天平 12 年(740)の大行幸と万葉歌

(1) 大行幸の行程―『続日本紀』より―

10月19日 造伊勢国行宮司の任命 23日 次第司の任命 400人の騎兵

10月26日 勅「朕意う所有るに縁りて、今月の末暫く関東に往かむ。その時に非ずと雖も、 事已むこと能わず。将軍(大将軍大野朝臣東人)これを知るとも、驚き怪しむ べからず」

10月29日 留守の任命。平城宮を出発 → 12月15日 恭仁宮へ入る【図1】

(2) 行幸時に詠まれた歌

【史料1】『万葉集』6-1029~1036番歌

十二年庚辰の冬十月に、大宰少弐藤原朝臣広嗣が謀反せむとして発 軍するに依りて、 伊勢国に幸せる時に、河口の行宮にして、内舎人大伴宿禰家持が作る歌一首

(1029) 河口の 野辺に廬りて 夜の経れば 妹が手本し 思ほゆるかも

天皇の御製歌一首

(1030) 妹に恋ひ 吾の松原 見渡せば 潮干の潟に 鶴鳴き渡る 右の一首、今案うるに、吾の松原は三重郡にあり、河口の行宮を相去ること遠し。けだし、朝明の行宮に御在す時に製らす御歌なるを、伝うる者誤れるか。

たじひのやぬしまひと 丹比屋主真人の歌一首

(1031) 後れにし 人を偲はく 思泥の崎 木綿取り垂でて 幸くとそ思ふ 右、案うるに、この歌はこの行の作にあらじか。然言う所以は、大夫に 動して河口の行宮より京に還し、従駕せしむることなし。いかにしてか思泥の崎にして作る歌を詠ずることあらむ。

<u>挟残の行宮</u>にして、<u>大伴宿禰家持</u>が作る歌二首

(1032) 大君の 行幸のまにま 吾妹子が 手枕まかず 月そ経にける

☆ (1033) 御食つ国 志摩の海人ならし ま熊野の 小船に乗りて 沖辺漕ぐ見ゆ

美濃国の<u>多芸の行宮</u>にして、<u>太伴宿禰東人</u>が作る歌 (1034) 古ゆ 人の言ひ来る 老人の をつといふ水そ 名に負ふ滝の瀬

大伴宿禰家持が作る歌一首

(1035) 田跡川の 滝を清みか 古ゆ 宮仕へけむ 多芸の野の上に

不破の行宮にして、大伴宿禰家持が作る歌一首

(1036) 関なくは 帰りにだにも うち行きて 妹が手枕 まきて寝ましを

◆大行幸の3段階【栄原2014】

《第1段階》

出発(10月29日) ~赤坂頓宮 伊勢大神宮への奉幣。

広嗣の乱の経過・余波を注視。

《第2段階》

赤坂頓宮出発(11 月 23 日)~不破頓宮

大海人皇子のルートをたどる。 王権の継承を実感・誇示。

《第3段階》

不破頓宮出発(12月6日)~恭仁宮 恭仁宮を目指す。



「大行幸」は3段階からなる(57ページの表参照)。 赤坂頓宮と不破頓宮がその境目だ。 大海人皇子の行程とは、名張郡で交差して鈴鹿付近から重なる。

【図1】 栄原 2014 より

(参考) 1033 番歌の主な口訳

- ◆森本治吉・新村出『萬葉集總譯 第三』(楽浪書院、1935 年) 大君の御前の物を差上げる国なる志摩の海人であるらしい。熊野の小船に乗つて、沖のあたりを漕いでゐるのが見える。
- ◆澤瀉久孝『萬葉集注釋 巻第六』(中央公論社、1960年) 天皇の御餞を奉る国の志摩の漁師であろう。小さい熊野舟に乗つて沖の方を漕いでゐるの がみえる。
- ◆土屋文明『萬葉集私注 三』(筑摩書房、1969 年) み食つ国志摩の海人たちであらう。ま熊野のを船に乗って、沖の方へこぐのが見える
- ◆吉井巌『萬葉集全注 巻第六』(有斐閣、1984年) 御食つ国の志摩の海人らしい。小さな熊野舟に乗って、沖辺を漕いでいる。
- ◆伊藤博『萬葉集釋注 三』(集英社、1996年) あれは、御食つ国、志摩の海人であるらしい。熊野型の小舟に乗って、今しも沖の方を漕い でいる。
- ◆多田一臣『万葉集全解 2』 (筑摩書房、2009年) 大君の食膳に奉仕する国、志摩の海人であるらしい。熊野の小舟に乗って、沖のあたりを漕いでいるのが見える。

2、『万葉集』1033番歌と久留倍官衙遺跡

(1) 行幸歌の構成・特徴

※先行研究の整理は【森 2002】参照。

【影山 1992】

まず大伴家持の歌稿の中から、「歌日誌」を構成するのに適切な歌を選択。

8首のうち5首が大伴家持の作歌、1首が同族の大伴東人の作歌。

《行宮》+《作者名》+《作歌 首》という題詞をもつ。

つぎに別資料から天皇御製と伝える歌を含む二首を切り取り、新たな主題のもとに構成。

【廣川 1999】

作品としての空間を、東国・関東・畿外に設定(河口~不破)。「周縁をへめぐる王権」。 天武皇統の来歴を、現在の王権の中心である聖武天皇を基点として、たどり直す。

(2) 狭残行宮

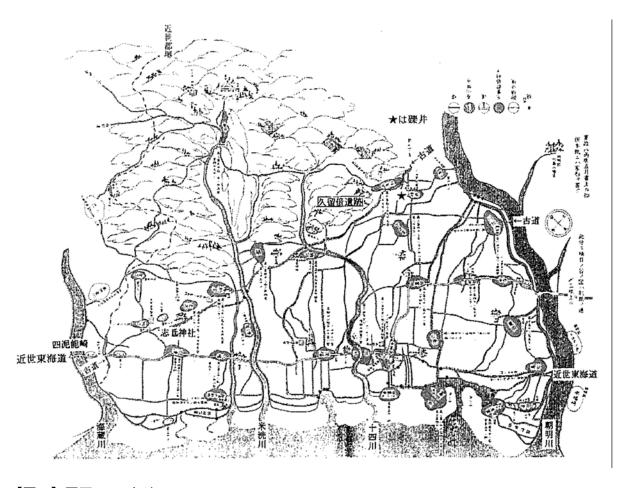
◆「狭残」の訓み方

従来、「ササ」「サザ」と訓むのが通例であった。

【岡田 2004】久留倍官衙遺跡の北東に「サザライ」地名が存在。

『朝明郡内桑名藩領絵図』(1796年)【図2】に「大ヤチ出郷 礫井」。

『諸国御厨御園帳』(1339年)に「佐久良井神田」。現在の「下さざらい町」。



【図2】岡田2004より

【廣岡 2010】「狭残」は国語学的に「サザラ」と訓めることを指摘。

ex 敦賀(ツルガ)、平群(ヘグリ)、讃良(サララ)、播磨(ハリマ)、駿河(スルガ) 【小林 2009・2012 a 】《大矢地町・小字一覧表》をもとに「サザラ」地名を発掘。

→「礫井」に隣接する「川原」にもサザラ地名が広がる。

◆狭残行宮の所在地

【岡田 2004】久留倍官衙遺跡を朝明郡衙と捉え、狭残行宮として利用されたとみる。

※『続日本紀』にみえる宿泊地: 頓 宮…新たに造られたもの

郡名のみ…郡衙などの既存の施設を利用。

→【久留倍官衙遺跡を考える会 2008】をはじめ、ほぼ通説化

【史料 2 】 『続日本紀』天平十二年(740)十一月丙午(20 日)条、同戊申(25 日)条 丙午、赤坂より発ちて、朝明郡に到る。戊申、桑名郡石占に至りて頓まり宿る。

- 一方、【小林 2010・2012 a 】久留倍官衙遺跡を朝明行宮とし、<u>狭残行宮とは別</u>とみる。 ※サザラの一帯を旧朝明川(=迹太川)が流れ、この地で大海人皇子は天照大神を望拝。 →狭残行宮は、聖武天皇が「天照大神を望拝する」儀式をおこなうための行宮。 ※久留倍官衙遺跡はサザラから 1 ~ 1.5 キロほど離れている。
- (3) 壬申の乱における朝明郡(朝明評)

【史料3】『日本書紀』天武元年(672)六月丙戌(26日)条

① 日に、**朝明郡の迹太川辺**にして、天照太神を望、拝みたまう。②是の時に、益人(路 直益人)到りて、奏して曰さく、「**関(鈴鹿関)**に置らしめし者は、山部王・石川王にあらず。是れ大津皇子なり」とまうす。(中略)天皇(大海人皇子)大きに喜びたまう。③郡家(朝明郡家)に及らむとするに、男依(村 国 連男依)駅に乗りて来て奏して曰さく、「美濃の師三千人を発して、不破道を塞ふること得つ」とまうす。④是に、天皇、雄依(男依)が終しきことを美めて、既に郡家(朝明郡家)に到りて、先ず高市皇子を不破に遣して、軍事を監しむ。山背部小田・安斗連阿加布を遣して、東海の軍を発す。又、種校部臣五百瀬・土師連馬手を遣して、東山の軍を発す。

【史料4】『釈日本紀』巻15述義11「望拝天照大神」

私記に曰わく、安斗智徳日記を案ずるに云わく、「二十六日<u>辰の時</u>、朝明郡の迹大<u>川上</u>にして、天照大神を<u>拝礼</u>したまう」と。

◆安斗智徳日記は、『日本書紀』壬申紀を編纂する際に利用された資料のひとつ。

「辰の時」(午前7~9時。夜明けではない)を「旦」(夜明け)に改変。

「迹大川上」を「迹大川辺」に改変。「川上」と「川辺」は同意味。

「拝礼」を「望拝」(大神を手もとに引き寄せるかのように拝むこと【西郷 1993】)に改変。

※「朝明」が当初からの表記であるのか、壬申の乱後にできた表記であるのか、要検討。

◆壬申の乱の勝利へ

- ①天照大神への望拝 →②大津皇子の近江大津宮からの脱出成功 →③不破道封鎖の成功
- →④高市皇子を不破に派遣し軍事の指揮をとらせる。東海軍・東山軍の編成。

(4) 久留倍官衙遺跡の性格

◆7世紀後半から9世紀末頃の遺構の性格は?

I 期:塀で囲まれた政庁を中心とする建物群

||期:東西に延びる長大な建物を中心とする建物群

Ⅲ期:倉庫を中心とする建物群

→朝明郡家の本体に比定してよいかどうか議論がある(石毛・佐藤・堀越報告など参照)

◆私見:狭残行宮(=朝明行宮)として使用

- *久留倍官衙遺跡は丘陵先端部に位置し、先を急ぐ大海人皇子が立ち寄ったとは考えにくい。
- *大海人皇子が天照大神を遙拝したのは迹太川辺で、サザラ(ササラの可能性もある。「さらさら」と流れる川の音に由来?)と呼ばれた地。
- *聖武天皇は、大海人皇子の故事を踏まえ、天照大神を遙拝することを考える。儀式の場としては、眺望のよい久留倍官衙遺跡を選択。行宮としても最適。
- *サザラ地名が久留倍官衙遺跡までカバーした可能性。

3、『万葉集』1033番歌と御食国志摩

- (1) モチーフが類似する歌
- ◆柿本朝臣人麻呂の歌─持統天皇が吉野宮へ行幸した際の歌─

【史料5】『万葉集』巻 1-38 番歌

吉野宮に 幸 せる時に、柿本朝臣人麻呂が作る歌

(中略

やすみしし 我が大君 神ながら 神さびせすと 吉野川 激つ河内に 高殿を 高知りまして 登り立ち 国見をせせば たたなはる 青垣山 <u>やまつみの 奉る御調</u>と 春へには 花かざし持ち 秋立てば 黄葉かざせり〈一に云ふ、「もみち葉かざし」〉 行き沿ふ <u>川</u> <u>の神も 大御食に 仕へ奉る</u>と 上つ瀬に 鵜川を立ち 下つ瀬に 小網刺し渡す <u>山川も 依りて仕ふる 神の御代</u>かも

◆山部赤人の歌―神亀2年(725)に元正天皇が難波宮へ行幸した際の歌―

【史料6】『万葉集』巻 6-933・934 番歌

山部宿禰赤人が作る歌一首〈幷せて短歌〉

また。 またでとく 日月の 長きがごとく おしてる 難波の宮に わご大君 国知らすらし 御食つ国 日の御調と 淡路の 野島の海人の 海の底 沖ついくりに 鮑玉 さはに潜き出 舟並めて 仕へ奉るが 貴き見れば

反歌一首

朝なぎに 梶の音聞こゆ 御食つ国 野島の海人の 舟にしあるらし

◆大伴家持の歌─天平勝宝7歳(755)に防人検校のため難波へ赴いた際の歌─ 【史料7】『万葉集』巻 20-4360 番歌

私の批懐を陳ぶる一首〈幷せて短歌〉

望祖の 遠き御代にも おしてる 難波の国に 天の下 知らしめしきと 今のをに 絶えず言ひつつ かけまくも あやに恐し 神ながら わご大君の うちなびく 春の初めは八千種に 花咲きにほひ 山見れば 見のともしく 川見れば 見のさやけく 物ごとに 栄ゆる時と 見したまひ 朝らめたまひ 敷きませる 難波の宮は 聞こし食す 四方の国より 奉る 御調の舟は 堀江より 水脈引きしつつ 朝なぎに 梶引き上り 夕潮に 棹さし下り あぢ群の 騒き競ひて 浜に出でて 海原見れば 白波の 八重折るが上に 海人小舟 はららに浮きて 大御食に 仕へ奉ると をちこちに いざり釣りけり そきだくも おぎろなきかも こきばくも ゆたけきかも ここ見れば うべし神代ゆ 始めけらしも

☆山川の神や海人が「御調」「大御食」を貢進することで、天皇に奉仕するさまを詠む。

【史料8】『古事記』中巻、応神天皇段

(前略) 即ち詔り別けたまいしく、「大山守命は、山海の、政、を為よ。大雀命は、 (前略) 即ち詔り別けたまいしく、「大山守命は、山海の、政、を為よ。大雀命は、 (意国の政を執りて白し賜え。宇遅能和紀郎子は、天津日継を知らしめせ」とのりわけたまいき。(後略)

(2) 御食つ国志摩【彌永 1975 など】

◆御食つ国:天皇の食料を献上する国

『万葉集』に登場する語(933・934・1033・3234番歌) →淡路国、志摩国、伊勢国

【史料9】『万葉集』巻 13-3234 番歌

やすみしし わご大君 高照らす 日の皇子の 聞こし食す 御食つ<u>国</u> 神風の <u>伊勢の国</u>は(後略)

《原表記》933·3234番歌「御食津国」、934番歌「三食津国」、1033番歌「御食国」

※【小林 2013】1033 番歌の「御食国」について、連体助詞の「津」がない点を問題にし、「ミヲスクニ」という訓みを提唱。

志摩国についての当時の律令国家の認識は、天皇の食料を貢上する特別な国「御食つ国」などという意識は全くなく、むしろ「志摩国の存立」をどうするかという「統治」の面からの認識が支配的であったとみる。

→しかし、当初は1郡(評)でありながら志摩国を独立させたのは、天皇の食料を貢上する 特別な国として位置づけられたことによる。「御食国」は「御食つ国」でよいのでは。

◆志摩国:1評から2郡へ

* 当初は1評(郡):「島国嶋評」→「島国嶋郡」→「志摩国志摩郡」

(養老2年〈718〉木簡まで)

※一国一郡は、養老5年(721)以前の佐渡国(雑太郡)でも確認。

※一国二郡は、若狭・淡路・壱岐・対馬。

*養老3年(719)、答志郡・佐芸郡(のち英虞郡に改称)に分割

*神亀6年(729) 志摩国輸庸帳

管郡 2 課丁 1062 口(正丁 932 口、次丁 130 口)

神戸課丁 141 口 (伊勢大神宮神戸課丁 130 口、粟嶋神戸課丁 5 口、伊雑神戸課丁 6 口)

公納課丁 921 口

*『和名類聚抄』

答志郡:答志郷、和具郷、伊可郷、伊雑郷、駅家郷、神戸郷

英虞郡:甲賀郷、名錐郷、船越郷、道潟郷、芳草郷、二色郷、余戸郷、神戸郷

◆志摩国の中央への負担(『延喜式』)

調 御取鰒、雑鰒、堅魚、熬海鼠、雑魚楚割、雑魚★ (月+肅)、雑腊、雑鮨、

塩漬の雑魚、紫菜、海松、鹿角菜、海藻、海藻根、小凝菜、角俣菜、於期菜、

すららぬ 滑海藻 (主計寮上 15 志摩国条)

庸 鮑、堅魚、鯛楚割 (主計寮上 15 志摩国条)

中男作物 雑魚腊 (主計寮上 15 志摩国条)

交易雑物 大凝菜 44 斤、白玉 1000 顆 (民部省下 63 交易雑物条)

<u>旬料御贄</u> 鮮鰒、鮮螺 9月から明年3月まで毎月上旬・下旬に各2担

味漬鰒、腸漬鰒、蒸鰒、玉貫鰒、御取鰒、夏鰒 毎月計5担

雑魚 13 担 (内膳司 40 諸国貢進御贄条)

<u>節料御贄</u> 雑鮮味物 正月元日節(元日節会)・新嘗会節は各8担

正月七日節(首馬節会)・正月十六日節(踏歌節会)・五月五日節 (端午節会)・七月七日節(相撲節会)・九月九日節(重陽節

会) は各3担 (内膳司 40 諸国貢進御贄条)

年料御贄 深海松 (内膳司 42 年料御贄条) (宮内省 45 例貢御贄条)

|内蔵寮年料 白玉 1000 丸〈臨時に増減すること有り〉 (内蔵寮 54 諸国年料条)

◎魚介類・海藻類のみで構成(全国唯一)。調・庸・中男作物・年料御贄は数量を記載せず。

※魚類の庸は、筑前国の「雑魚腊」があるのみで、大変珍しい。

◆ **膳** 氏・内膳司とのつながり

高橋氏(膳氏)の志摩守就任【吉村 1957】、内膳司奉膳・典膳就任 【後藤 1959】

→「志摩は内膳司が領有する国」「御贄の輸貢を特別に義務づけられた国」【狩野 1970】

多数分布する「大伴部」=膳 大 伴 部【狩野 1970】【俣野 2010】

- (3) 志摩国の贄荷札【渡辺 1995】 【市 2012】
- ◆贄の荷札A: 「地名+品目(+数量)」(50点)

【事例 1 】 道後郷堅魚三上 112 × 19 × 2 051 城 22-20 頁上

小型(平均長さ 120.3 ミリ、幅 18.1 ミリ、厚さ 2.8 ミリ)。 先端を尖らす。 地名は、志摩国府周辺・的矢湾沿岸が抜け落ちる【樋口 2003】

品目は魚類 24点、海藻類 12点、貝類 7点、不明 4点。

- 〈魚 類〉鯛(多比、田比)荒 腊 7 点、多比鮨 3 点、多比楚割 1 点、多比繡 1 点、堅魚 3 点、堅魚 3 点、堅魚 8 1 点、近代鮨 2 点、近代味腊 1 点、荒伊委之 1 点、久恵荒腊 1 点、牟津荒腊 1 点、益□□鮨 1 点、魚腊 1 点
- (海藻類) 末滑海藻 2 点、撫滑海藻 1 点、赤乃利 1 点、布乃利 1 点、伊祇須 2 点、名乗菜 1 点、 名止毛 1 点、奈弖米 1 点、加自米 1 点、海松 1 点
- 〈貝類〉割鰒4点、胎貝腊2点、胎貝鮓1点
- 〈不明〉洗1点、都焉荒腊1点、鈴□味腊1点、□□□腊1点
- →『延喜式』の調の品目に一致するものが多い。→贄から調へ変化(一般的な現象)
- ☆若狭国遠敷郡の青・車持・木津郷、紀伊国海部郡浜中郷、参河国播豆郡篠島・析島郷の「御 贄」荷札に類似。通常の「御贄」荷札(丁寧に調整した材、国衙風書風)とは異なる。
- ◆贄の荷札B: 「品目(+数量)」(二条大路木簡 42 点)

【事例2】賀吉鰒廿六貝

112×16×2 051 城 31-35 頁上

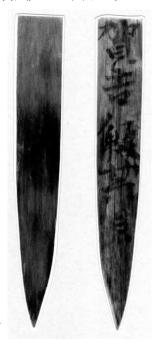
小型(平均長さ 121.1 ミリ、幅 16.5 ミリ、厚さ 2.3 ミリ)。 先端を尖らす。

品目は鰒が圧倒的。『延喜式』の贄とほぼ一致。一貫して贄。

- 〈鰒〉賀吉鮑(加吉鰒)8点、玉貫鰒5点、御取鰒4点、夏鰒4点、比 焉鰒3点、滑海藻纏鰒2点、酢鰒2点、鮑鮨1点、焼鰒1点、蒸 鮑1点、腸蒸鰒1点、腹蒸鰒1点、鰒黄腸1点、作鰒1点
- 〈その他〉焼海老3点、蒸海老1点、宇尓1点、撫滑海藻1点、乾若海藻1点、大鯛1点

志摩国府周辺・的矢湾沿岸から貢納された可能性

☆天皇の日常的な供御物を貢納した雑供戸 (鵜飼 37 戸、江人 87 戸、網曳 150 戸、未醤 20 戸) は、「品目+(数量)」の付札木簡を装着したようであり、それと類似する。



【史料 10】『東大寺要録』巻八、雑事章第十之二

勅すらく、<u>大膳職の江人、近江・若狭・紀伊・淡路・志摩等の国</u>は、久しき代より已来、毎月常に<u>供御の異味</u>を貢ず。(中略)

天平勝宝八歳五月廿二日

《参考》調の荷札木簡(明記されたものは 18点)

- *比較的大型(平均長さ284.5ミリ、幅30.9ミリ、厚さ3.8ミリ)。
- *多くは切り込みをもつ。
- *書式は「地名+人名+税目+品目+数量+日付」を標準。
- * 貢進者は大伴部(=膳大催部。食膳奉仕にあたる膳、氏の部民)が大半。

大伴部8点、嶋直3点、証直3点、犬甘直1点

*品目の大半は海藻類

* 貢進月は四月から九月。 ※調は八月中旬から十月に貢進するのが 原則であったが……。

四月5点、五月1点、六月4点、七月1点、九月1点

【東野 1978】四月から六月に貢進された「海藻」「海藻根」は生のワカメやメカブ。「(御)調」と記されていても、実際には贄の意味をもって輸貢。 ……調と贄の互換性を指摘。

(4) 志摩国の御厨

【史料 11】『延喜式』内膳式 40 諸国貢進御贄条

※『弘仁式』の引き写し【佐藤 2004】 諸国貢進御贄〈中宮、此に准えよ〉 旬料

大和国吉野御厨の 進 る所の鳩は九月より明年四月に至るまで、年魚の鮨・火干は四月より八月に至るまで、月別に上下旬各三担。但し、蜷幷に伊具比魚煮凝等は、得るに随いて加え進れ。 <u>陸</u>国御厨の鮮鰒・螺は、九月より明年三月に尽くまで、月別に上下旬各二担。味漬・腸漬・蒸鰒・玉貫・御取・夏鰒等は、月別に惣べて五担。雑魚は十三担。〈並びに徭丁を以て運び進れ〉。 <u>港</u>独国の雑魚、上下旬各七担。〈司(内膳司)は課丁百十六人を受け取り、其の調物を以て、鮮物と交易し、徭丁運び進れ。〉 <u>紀伊</u>国の雑魚は、上中下旬各三担半。〈司は課丁七十四人を受け取り、其の調物を以て鮮物と交易し、徭丁運び進れ。〉 <u>淡路国</u>の雑魚は二担半。〈一旬料。〉

節料

山城・大和・河内・和泉・摂津・近江〈正月元日・七日・十六日、 五月七日、七月七日、九月九日、十一月新嘗会の節別に各七荷。並 びに正税を以て交易し、徭丁をして運び進らしめよ。〉、<u>志摩国</u> 〈正月元日・新嘗会の二節に各八担。正月七日・十六日・五月五日 ・七月七日・九月九日、五節に各三担〉、参河国〈正月三節に各三 担〉、若狭国〈三節に各十担〉、紀伊・淡路両国〈三節に各五 担〉。

右、参河国は雉を進れ。余国は雑鮮の味物。但し近江国は元日に猪・鹿を副え進れ。其の旬料已下は、並びに司家(内膳司)に収め、事に随いて供せ。

【史料 12】『延喜式』内膳司 47 御厨御贄条

凡そ諸国の御厨御贄を貢進せる結番は、和泉国〈子・巳〉、紀伊国〈丑・午・酉〉、淡路国



〈寅・未・戌〉、若狭国〈辰、申、亥〉、件の日に当たるごとに、 次 に依りて貢進せと。 預め行程を計り、闕怠を致すこと莫かれ。

◎旬料御贄:大和国では吉野御厨、志摩国では御厨から貢進。

若狭・紀伊国では、調物を鮮物に交易して貢進(淡路国は不明)

- →若狭・紀伊・淡路でも、延喜年間には「御厨」化
- →調物をもとに交易する方法は、御厨方式よりも一段階古い【佐藤 2004】

☆志摩国ではいち早く御厨化。畿内の雑供戸による御厨と同じく古い。

【史料 13】『古事記』天孫降臨段

是に、猿田毘古神を送りて還り到りて、乃ち悉く鰭の広物・鰭の狭物を追い聚めて、問いて言わく、「汝は、天つ神御子に仕え奉らむや」という時に、諸の魚皆、「仕え奉らむ」と白す中に、海鼠、白さず。爾くして、天宇受売命、海鼠に謂いて云わく、「此の口や、答えぬ口」といいて、紐小刀を以て其の口を析きき。故、今に海鼠の口は、析けたるぞ。是を以て、衛世に、島の早い速贄を献る時に、猿女君等に給うぞ。

◆9世紀における御厨組織の充実

【史料 14】『弘仁式』主税式

凡そ志摩国の御贄を供する<u>潜女卅人の食料</u>は、毎年、伊勢国正税を以て、人日ごとに稲三把 を給え。

※天平六年度(七三四)尾張国正税帳:「僧沙弥及潜女等食料稲漆仟伍伯玖拾陸束」。

【史料 15】『延喜式』主税式上 93 志摩潜女条

凡そ志摩国の御贄を供する潜女卅人〈御厨廿人、中宮十人〉、歩ダー人、仕ず八人。其の<u>限</u> | <u>料</u>の穀四百八十斛、<u>雑用料</u>二百五十六斛八斗二升、<u>潜女衣服料稲</u>二千七百七十三束九把は、 並びに伊勢国正税を以て充てよ。

【史料 16】『日本三代実録』元慶六年(882)十月二十五日条

志摩国の年貢御贄四百三十一荷は、近江・伊賀・伊勢等国をして、駅伝もて貢進せしむ。

※承和6年(839)、斉衡2年(855)に御贄専当国司制(『類聚三代格』)

(5) 行幸時における贄の貢進

【史料 17】『日本書紀』持統六年(692) 五月庚午条

(参考) 平安京近郊における遊猟を目的とした行幸

遊猟地のある国やその周辺の国の国司が贄を献上【目崎 1965、仁藤 1990】

◆ 1033 番歌

あえて志摩とペアにする形で熊野船のことを詠んだ【和田 1982】。

【史料 18】『万葉集』巻 6-944 番歌

島隠り 我が漕ぎ来れば ともしかも 大和へ上る ま熊野の船

【史料 19】『万葉集』巻 12-3172 番歌

っょ。。 浦廻漕ぐ 熊野船着き めづらしく かけて偲はぬ 月も日もなし

- ※紀伊国は古く「木国」と呼ばれ、良材に恵まれ、造船が盛ん。
- ※志摩国は志摩半島と熊野灘の一帯を領域。

☆実際にみえたかどうかはともかく、天皇が日常的に口にする贄の調達に関わる志摩海人の姿を 詠み込むことは、聖武天皇の支配の正当性を確認する意味でも重要であった。

【主な参考文献】

市 大樹「御食国志摩の荷札と大伴家持の作歌」『万葉集研究』33、2012年

岡田 登「壬申の乱及び聖武天皇伊勢巡行と北伊勢」『皇學館大学史料編纂所報 史料』191・192、2004年

影山尚之「聖武天皇「東国行幸時歌群」の形成」『解釈』38-8、1992年

狩野 久「御食国と膳氏」『日本古代の国家と都城』東京大学出版会、1990年、初出 1970年

久留倍官衙遺跡を考える会編『久留倍官衙遺跡と朝明郡」2008年

後藤四郎「内膳奉膳について」『書陵部紀要』11、1959年

小林宗治「聖武天皇関東行幸時の「狭残行宮」『あいち国文』 3、2009年

小林宗治「「迹太川」の比定」『あいち国文』4、2010年

小林宗治「聖武天皇関東行幸時の「狭残行宮」再考」片山武・星野五彦編『万葉叢書 10 上代文学研究論集其之二』 万葉書房、2012年 a

小林宗治「久留倍官衙遺跡の「政庁」、駅家の可能性」『あいち国文』6、2012年 b

小林宗治「「御食國」の訓み、再論」『あいち国文』7、2013年

西郷信綱『壬申紀を読む』平凡社、1993年

栄原永遠男『日本歴史私の最新講義 聖武天皇と紫香楽宮』敬文舎、2014年

佐藤全敏「古代天皇の食事と贄」『平安時代の天皇と官僚制』東京大学出版会、2008 年、初出 2004 年

東野治之「志摩国の御調と調制の成立」『日本古代木簡の研究』塙書房、1983年、初出 1978年

樋口知志「荷札木簡から見た末端文書行政の実態」『古代の陶硯をめぐる諸問題』奈良文化財研究所、2003 年

廣岡義隆『行幸宴歌論』和泉書院、2010年

廣川晶輝「聖武天皇東国行幸従駕歌群」『万葉歌人大伴家持』北海道大学図書刊行会、2003年、初出 1999年

仁藤敦史「古代王権と行幸」『古代王権と官僚制』臨川書店、2000年、初出 1980年

俣野好治「倭王権と大伴部」『律令財政と荷札木簡』同成社、2017年、初出 2010年

目崎徳衛「平安初期における奉献」『平安文化史論』桜楓社、1966年、初出 1965年

森朝男「伊勢国行幸従駕の歌」神野志隆光・坂本信幸編『セミナー万葉の歌人と作品八 大伴家持(一)』和泉書院、 2002 年

彌永貞三「古代志摩国とその条里」『日本古代社会経済史研究』岩波書店、1980年、初出 1975年

吉村茂樹『国司制度崩壊に関する研究』東京大学出版会、1957年

和田萃「東国への海つ路」『日本古代の儀礼と祭祀・信仰 下』塙書房、1995年、初出 1982年

渡辺晃宏「志摩国の贄と二条大路木簡」奈良国立文化財研究所編『長屋王家・二条大路木簡を読む』吉川弘文館、 2001 年、初出 1995 年